

答 申 書

令和8年3月19日

小山市水道料金及び下水道使用料等審議会

小山市水道料金及び下水道使用料等審議会

会長 柿崎 全良

委員 直井 一博

委員 大関 幸秀

委員 渡邊 文雄

委員 金丸 幸樹

委員 田熊 明子

委員 速水 敬子

(敬称略)

1. はじめに ～水道事業の経営について～

小山市水道事業は昭和35年の給水開始以降65年が経過している。水道料金については昭和60年以降値上げを行っておらず、近年の物価高騰の影響もあり、将来的な給水人口減少が見込まれる中で、現在の水道料金収入では、水道施設管路の耐震化を含めた適切な更新整備を行うための資金確保が難しくなっている。

本審議会では、将来にわたって安全で強靱な水道事業サービスを持続するとともに健全な事業運営を確保していくため、慎重に審議を行い、次の通り結論を得たため答申するものである。

2. 答申内容

(1) 改定の必要性について

浄水場更新事業及び基幹管路等耐震化・老朽化対策等について、今後10年で必要となる事業費について試算した結果、現在の水道料金水準を維持した場合は令和10年度に損益赤字となる見込みであることが判明した。健全な事業運営を継続するため、料金改定が必要であると判断した。

(2) 改定率について

公益社団法人日本水道協会の定める「水道料金算定要領」において、水道料金には将来の水道施設や設備の更新のための財源確保として資産維持率3%を標準に原価算入することとなっているが、これは平均改定率に換算して47%の大幅な値上げとなり、利用者に多大な負担となる。

よって、損益黒字を確保し、自己資金活用を行いながら企業債残高を抑制できるものとして、令和9年度から平均改定率25%相当額(供給単価 206 円/m³)とする改定を実施することが妥当である。

(3) 料金体系について

小山市は、従量制(累進制)の使用料金に基本料金を併置する二部料金制を採用しているが、使用量に応じて料金変動する合理的なものとして、経営の安定性を確保できることから、この体系を踏襲する。

(4) 水道料金の改定内容

次のとおり改定することが妥当である。

1ヶ月当たり(税抜)

区 分			料金(円)
用 途	料 金 の 種 別	水 量	
家事用・共用栓用	基本料金	0 m ³	1,130 円
	従量料金 (1m ³ につき)	8 m ³ までの分	40 円
		8 m ³ を超え 20 m ³ までの分	180 円
		20 m ³ を超える分	190 円
一般用	基本料金	0 m ³	2,260 円
	従量料金 (1m ³ につき)	10 m ³ までの分	40 円
		10 m ³ を超え 20 m ³ までの分	260 円
		20 m ³ を超える分	280 円
湯屋用	基本料金	100 m ³ まで	8,800 円
	従量料金 (1m ³ につき)	100 m ³ を超える分	90 円
臨時用	基本料金	1 m ³ まで	360 円
	従量料金 (1m ³ につき)	1 m ³ を超える分	360 円

※私設消火栓用については、現行通りとする。

(5) 改定の施行時期

令和9年10月1日

3. 附帯意見

水道料金改定に係る意見の他に、審議会の中で提起された主要な意見については、下記のとおり附帯意見として列記する。

下記の事項については、今後、継続して検討を行うよう切望する。

- (1) 本市の水道料金は長期間見直されておらず、今般の物価上昇開始後も据え置かれていた。社会情勢が大きく変化しつづける中で料金据え置きにより一度の改定率が大幅になることを避けるためにも、水道料金が水道事業の実情や水需要の実態に即した適正なものとなっているか、今後は料金算定期間毎に定期的な評価を行うこと。

- (2) 水道料金改定に当たっては、水道事業の経営状況、改定の趣旨や内容、定期的な評価の必要性について、市民に広く周知を行うこと。

- (3) 財政基盤強化と共に、浄水場の更新整備及び管路の耐震化・老朽化対策を計画的に実施すること。併せて施設設備や管路の劣化に伴う処理能力低下や事故発生を招くことがないように必要な維持管理・点検調査を行い、将来にわたり安定的な水道事業経営を実施すること。